

療所の所在地」とあるのは「当該患者の居住地」と、第20条第1項本文中「10日以内」とあるのは「30日以内」と、同条第四項中「10日以内」とあるのは「10日以内（第1項本文の規定に係る入院にあっては、30日以内）」と、同条第5項中「当該患者が入院している病院又は診療所の所在地」とあるのは「当該患者の居住地」とする。

(入院)

第19条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をする場合には、当該勧告に係る患者又はその保護者に対し適切な説明を行い、その理解を得よう努めなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

4 第1項及び前項の規定に係る入院の期間は、72時間を超えてはならない。

5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第1項又は第3項の規定により入院している患者を、当該患者が入院

している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

6 第1項又は第三項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、72時間を超えてはならない。

7 都道府県知事は、第1項の規定による勧告又は第3項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第24条第一項に規定する協議会に報告しなければならない。

第20条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し10日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、10日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、10日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前2項の規定により入院している

患者を、前2項の規定により入院したときから起算して10日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4 都道府県知事は、前3項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、10日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

5 都道府県知事は、第1項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第24条第1項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第1項の規定による勧告をしようとする場合には、当該患者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得よう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該患者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

7 前項の規定による通知を受けた当該患者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

8 第6項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

行旅法関係

【1】行旅病人及行旅死亡人取扱法

(明治32年3月28日法律第93号)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル行旅病人及行旅死亡人取扱法ヲ裁可シ

茲ニ之ヲ公布セシム

第1条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ

②住所、居所若ハ氏名知レシ且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス

③前2項ノ外行旅病人及行旅死亡人ニ準スヘキ者ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭28法213・一部改正)

第2条 行旅病人ハ其ノ所在地市町村之ヲ救護スヘシ

④必要ノ場合ニ於テハ市町村ハ行旅病人ノ同伴者ニ対シテ亦相当ノ救護ヲ為スヘシ

(昭61法109・一部改正)

第3条 行旅病人又ハ其ノ同伴者ヲ救護シタルトキハ市町村ハ速ニ扶養義務者又ハ第5条ニ掲ケタル公共団体ニ通知シ之ヲ引取ラシムルノ手續ヲ為スヘシ

(昭22法223・昭28法213・昭61法109・一部改正)

第4条 救護ニ要シタル費用ハ被救護者ノ負担トシ被救護者ヨリ弁償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負担トス

第5条 行旅病人若ハ其ノ同伴者ノ引取ヲ為ス者ナキトキ又ハ救護費用ノ弁償ヲ得サル場合ニ於テ其ノ引取並費用ノ弁償ヲ為スヘキ公共団体ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第6条 扶養義務者ニ対スル被救護者引取ノ請求及救護費用弁償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ対シテモ之ヲ請求スルコトヲ得但シ費用ノ弁償ヲ為シタル者ハ民法第878条ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ対シテ請求ヲ為スヲ妨ケス

(昭22法223・一部改正)

第7条 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ

②墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本条ノ埋葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス

(昭42法120・昭61法109・一部改正)

第8条 必要ノ場合ニ於テハ市町村ハ行旅死亡人ノ同伴者ニ対シテ亦相当ノ救護ヲ為スヘシ

②行旅病人ニ関スル規定ハ前項ノ場合ニ準用ス

(昭61法109・一部改正)

第9条 行旅死亡人ノ住所、居所若ハ氏名知レサルトキハ市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ掲示場ニ告示シ且官報若ハ新聞紙ニ公告スヘシ

(昭61法109・一部改正)

第10条 行旅死亡人ノ住所若ハ居所及氏名知レサルトキハ市町村ハ速ニ相続人ニ通知シ相続人分明ナラサルトキハ扶養義務者若ハ同居ノ親族ニ通知シ又ハ第13条ニ掲ケタル公共団体ニ通知スヘシ

(昭22法223・昭61法109・一部改正)

第11条 行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金銭若ハ有価証券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相続人ノ負担トシ相続人ヨリ弁償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負担トス

第12条 行旅死亡人ノ遺留物件ハ市町村之ヲ保管スヘシ但シ其ノ保管ノ物件滅失若ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ相当ノ費用若ハ手数ヲ要スルトキハ之ヲ売却シ又ハ棄却スルコトヲ得

(昭61法109・一部改正)

第13条 市町村ハ第九条ノ公告後60日ヲ経過スルモ仍行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得サルトキハ行旅死亡人ノ遺留物品ヲ売却シテ其ノ費用ニ充ツルコトヲ得其ノ仍足ラサル場合ニ於テ費用ノ弁償ヲ為スヘキ公共団体ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

②市町村ハ行旅死亡人取扱費用ニ付遺留物件ノ上ニ他ノ債権者ノ先取特權ニ対シ優先權ヲ有ス

(昭61法109・一部改正)

第14条 市町村ハ行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得タルトキハ相続人ニ其ノ保管スル遺留物件ヲ引渡スヘシ相続人ナキトキハ正當ナル

請求者ト認ムル者ニ之ヲ引渡スコトヲ得

(昭61法109・一部改正)

第15条 行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ノ救護若ハ取扱ニ関スル費用ハ所在地市町村費ヲ以テ一時之ヲ繰替フヘシ

②前項費用ノ弁償金徴収ニ付テハ市町村税滞納処分ノ例ニ依ル

③前項ノ徴収金ノ先取特權ハ国税及地方税二次グモノトス

(昭34法148・一部改正)

第16条 削除

(昭61法109)

第17条 外国人タル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ関シ別段ノ規定ヲ要スルモハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭61法109・一部改正)

第18条 船車内ニ於ケル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ関シ別段ノ規定ヲ要スルモハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭61法109・一部改正)

第19条及第20条 削除

(昭61法109)

第21条 此ノ法律ハ明治32年7月1日ヨリ施行ス

第22条 明治15年第49号布告行旅死亡人取扱規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廃止ス

(以下略)

難病（小児慢性特定疾患治療研究事業）関係

【1】小児慢性特定疾患治療研究事業について

(昭和49年5月14日 厚生省発児第128号厚生事務次官通知)

小児慢性疾患のうち、特定疾患の治療研究及び医療の給付は、昭和43年6月5日厚生省発児第99号通達「先天性代謝異常児の医療給付について」、昭和46年6月9

対象疾病	治療研究機関	通用
悪性新生物	原則として1年以内とする	入院及び通院
慢性腎疾患 ぜんそく 慢性心疾患	原則として1年以内とする(ただし、1ヶ月以上の入院を必要とするものに限る)	入院のみ
内分泌疾患	原則として1年以内とする	入院及び通院
膠原病	原則として1年以内とする(ただし、1ヶ月以上の入院を必要とするものに限る)	入院のみ
糖尿病 先天性代謝異常 血友病等血液疾患	原則として1年以内とする	入院及び通院
神経筋疾患	原則として1年以内とする。(ただし、1ヶ月以上の入院を必要とするものに限る)	入院のみ

日厚生省発児第110号通達「小児ガン治療研究事業について」及び昭和47年9月5日発児第586号通達「児童の慢性腎炎・ネフローゼ及びぜんそくの治療研究事業について」によりそれぞれ実施されていたところであるが、昭和49年度からは、別紙「小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」により実施することとしたので、事務処理に遺憾なきを期されたく通知する。

おって、上記通達はすべて廃止する。

【別紙】

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

第1 目的

小児慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究事業(以下「事業」という。)を行い、もってその研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資することを目的とすること。

第2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県及

び指定都市(以下「都道府県等」という。)とすること。

第3 対象疾病

治療研究の対象疾病は、別に定めるところによること。

第4 対象年齢

治療研究の対象となる者は、18歳未満の児童とすること。

ただし、別に定める対象疾病については、20歳未満まで延長することができること。

第5 実施方法

事業の実施は、都道府県等が、第3に定める疾病の治療研究を行うに適切な医療機関(健康保険法(大正11年法律第70号)第44条ノ4第1項に規定する指定訪問看護事業を含む)に対し、治療研究に必要な費用を交付することにより行うものとする。

第6 報告

都道府県知事及び指定都市の市長は別に定めるところにより、厚生大臣に対し、治療研究に関する成果を報告するものとする。

第7 国の補助

国は、都道府県等が本事業のために支出した費用に対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより、その2分の1を補助するものとする。

【2】小児慢性特定疾患治

療研究事業の実施について

(昭和49年5月14日 厚生省発児第265号厚生省児童家庭局長通知)

標記については、昭和49年5月14日厚生省発児第128号厚生事務次官通知「小児慢性特定疾患治療研究事業について」(以下「次官通知」という。)により実施要領が示されたところであるが、この実施については、次の事項に留意して、適正な運営を図られたく通知する。

第1 治療研究事業の実施方法について

1 治療研究事業(以下「事業」という。)の実施は、都道府県知事又は指定都市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が本事業を行うことが適当と認められる医療機関(健康保険法(大正11年法律第70号)第44条ノ4第1項に規定する指定訪問看護事業者を含む。以下同じ。)を選定し、その医療機関に対し本事業を委託して行うものとする。

なお、医療機関の選定に当たっては、次の諸点に留意すること。

- (1) 本事業の実地につき、十分な理解と熱意をもって対処する医療機関であること。
- (2) 専門医師の配置、設備の状況等からみて、本事業の実施につき十分なる能力を有する医療機関であること。

2 事業の実施は、本事業を受けようとする当該児童の保護者からの申請に基づき行うものとする。

3 本事業の円滑なる実施を図るため医療機関の選定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議のうえ行われたいこと。

第2 対象疾病及び治療研究期間について

次官通知に定める対象疾病及び治療研究期間は、次のとおりとすること。(編集部注:次頁の表参照)(注)治療研究期間は、必要と認められる場合には、その期間を延長することができるものとする。

第3 対象年齢の延長について

次官通知の第4のただし書きにいう対象疾病は、悪性新生物、慢性腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患、内分泌疾患のうち下垂体性しゅ儒(小人)症・膠原病、先天性代謝異常のうち軟骨異栄養症及び血友病等血液疾患とすること。

ただし、この場合児童が18歳になる時点において当該疾患により本事業の対象となっており、同時点以降も引き続き医療を行う場合を原則とすること。

第4 事業に要する費用の請求及び交付について

1 第1の1により選定された医療機関は、本事業に要する費用を都道府県知事等に請求するものとする。

2 1により請求することのできる額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示第54号)、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年8月厚生省告示第237号)又は訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成6年9月厚生省告示第296号)に準じて算定した額から、当該児童について医療保険により行われる医療に関する給付の額を控除した額とする。

3 1により費用の請求を受けた都道府県知事等は、できるだけ速やかにその費用を当該医療機関に対し交付するものとする。

第5 関係通知の廃止

次に掲げる通知は、廃止する。

- 昭和43年6月5日児発第356号「先天性代謝異常児の医療給付の実施について」
- 昭和43年6月5日母衛第19号「先天性代謝異常児の医療給付の取扱いについて」
- 昭和46年6月9日児発第367号「小児がん治療研究事業について」

児童手当・児童扶養手当関係

【1】児童手当法の外国人適用に伴う事務取扱いについて

(昭和56年11月25日児手第33号厚生省児童家庭局児童手当課長通知)

難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律(昭和56年法律第86号。以下「難民条約関係法」という。)による児童手当法(昭和46年法律第73号)の一部改正の趣旨及び内容については、昭和56年6月12日児発第490号当省社会局長・児童家庭局長通知により示されたところであるが、これに伴う事務処理については左記の点に留意のうえ、遺憾なきよう管下市町村長を指導されたい。

なお、この通知において、難民条約関係法及び出入国管理令の一部を改正する法律(昭和56年法律第85号)による改正後の出入国管理令(昭和26年政令第319号)を「入管法」と略称する。

記

第1 一般事項

- 難民条約関係法による児童手当の受給資格者の国籍要件の撤廃により、日本国内に住所を有する外国人(日本国籍を有しない者をいう。以下同じ。)についても新たに児童手当の支給を受けることができることとされたところであるが、これに係る事務処理については、第2以下に述べる事項を除き、原則として日本国民に対する従来からの取扱いによるものであること。
- 都道府県及び市町村において、広報紙を活用するほか、地域の実態に即した方法により、制度の趣旨及び改正の内容について周知徹底を図るよう配慮されたいこと。
- 外国人適用に当たっては外国

人登録と密接な関係があるので、例えば、あらかじめ外国人受給者一覧表等を外国人登録担当部門へ提出し、外国人受給者や児童に係る事実関係の異動があつた場合にその事実をすみやかに当該担当部門から児童手当担当部門へ通報する体制を確立する等、各市町村における外国人登録担当部門との連携強化を図り、円滑、適正な事務処理に努めること。

- 実際の運用に当たり疑義がある場合には、個別に小職と協議を行い、慎重を期されたいこと。

第2 受給資格者に関する事項

1 外国人に係る受給資格の認定は、当該外国人の住所地の市町村長が行うものであるが、その住所地は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第四条に規定する外国人登録原票(以下「登録原票」という。)によるものとする。

2 外国人登録法に基づく登録(以下「外国人登録」という。)が行われている外国人であつても、次に掲げる者は、日本国内に生活の本拠を有しているとは認め難いので、児童手当法第四条第1項に規定する「日本国内に住所を有する」との要件には該当しないものとして取り扱うこと。

- 在留資格が入管法第4条第一項第四号に該当する者(観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する目的をもって、短期間本邦に滞在しようとする者)
 - 在留資格が入管法第4条第一項第9号に該当する者(本邦で演劇、演芸、演奏、スポーツその他の興業を行おうとする者)
 - その他在留期間が短く、在留の目的及び状況等からみて家庭・社会生活の本拠としての実質を備えていないと認められる者
- 3 なお、入管法第18条の5の

規定による一時庇護のための上陸の許可を受けている者等についても、定住の意思生活実態等を考慮して、1及び2の方針に従い、対処されたいこと。

第3 支給要件児童に関する事項

- 1 外国人である支給要件児童の氏名、生年月日、住所及び受給資格者との続柄等の確認は、従来どおり登録原票をもつて行うこと。
- 2 外国人である児童の義務教育終了の時期は年齢が15歳に達した日の属する学年の末日(3月31日)であること。

第4 所得制限に関する事項

外国人に係る所得制限については、日本国民の場合と同様、その者の市町村民税に係る前年(1月から5月までの月分については前前年)の所得の額を基礎として行うものであること。

第5 外国人が出国した場合の取扱に関する事項

- 1 再入国の許可を受けずに出国する場合
児童手当の受給者である外国人が入管法第26条に規定する再入国の許可を受けずに出国した場合には、登録原票が閉鎖される事由が生じた日(外国人登録証明書が入国審査官に返納された日)をもつて当該児童手当の受給権は消滅するものとする。
- 2 再入国の許可を受けて出国する場合
(1) 児童手当の受給者である外国人が再入国の許可を受けて出国した場合には、原則として当該者に係る外国人登録が行われている間は「日本国内に住所を有する」ものとして取り扱うものであること。
(2) 再入国の許可を受けて出国した外国人が再入国の有効期間内に再入国しなかった場合には、児童手当の受給権は当該者が出国した日に遡及して消滅するものとする。
- 3 外国人の出国に伴う児童手当の過払の防止等について

児童手当の受給者が本邦を出国することにより児童手当の過払が行われることのないよう、外国人の在留状況の把握、現況届提出時の厳重なチェック、過払を防止し易い支払方法の採用等工夫に努められたいこと。

第6 難民条約関係法施行に伴う認定及び支払に関する事項

- 1 外国人からの児童手当の認定請求は、難民条約関係法の施行日(昭和57年1月1日)から有効となるものであり、したがって外国人に対する児童手当の支給は早くとも昭和57年2月分(昭和57年6月支払)からとなるものであること。
- 2 外国人を配偶者とする日本人がすでに児童手当の受給者であつて、支給要件児童の生計を維持する程度が外国人である配偶者より低い場合には、児童手当法第四条第2項の規定により外国人である配偶者が当該児童を監護し、かつ、生計を同じくするものとみなされるので、これまで受給資格者として認定されていた日本人に対して受給事由消滅届を提出させるとともに、当該外国人が支給要件を満たす場合にはこれに対しすみやかに認定請求書を提出させるよう指導すること。

第7 各種請求書等の記載に関する事項

- 1 各種請求書及び届書について
(1) 外国人表示
外国人から提出のあつた各種請求書及び届書等については、様式の欄外上部左辺に(外)の朱印を押印すること。
(2) 氏名
ア 氏名は本名によることとするが、通称名が登録原票等により確認できる場合にあつては、社会生活上の通用性にかんがみ通称名を括弧書で併記させるものとする。
イ 氏名及び外国での住所又は居所の記入については、日本文字又はアルファベット文字のいずれかによることとし、本人の申立によ

りフリガナを付すものであること。

- (3) 捺印
「印」の欄は、署名であつても差し支えないものであること。
- (4) 生年月日
生年月日は西暦により取り扱われている実態にあるので、西暦によることとする。
- (5) 本籍
「本籍」の欄には、国籍の属する国における住所又は居所があるときはこれを記入させること。

(6) 外国人登録番号等
摘要欄等には、請求者(受給者)、配偶者及び支給要件児童に係る外国人登録の年月日及び登録番号を記入させること。

2 受給者台帳等について

- (1) 外国人に係る受給者台帳の記載については、(2)に掲げるもののほか、1の(1)、(2)、(4)及び(5)と同様の取扱いとするものであること。
なお、外国人に対する各種通知書等には、通称名を併記する等配慮すること。
- (2) 受給者台帳には、受給者に係る外国人登録の年月日、登録番号、在留資格及び在留期間並びに配偶者及び支給要件児童に係る外国人登録の年月日及び登録番号を記入すること。
- (3) 受給者台帳及び索引票については、外国人の受給者に係る分を分類整理すること。

【2】児童扶養手当及び特別児童扶養手当の外国人適用に伴う事務取扱いについて

(昭和56年11月25日児企第41号厚生省児童家庭局企画課長通知)

難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律(昭和56年法律第86号。以下「難民条約関係法」という。)による児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正の趣旨及び内容については、昭和56年6月12日児発第490号当省社

会局長・児童家庭局長通知により通知したところであるが、具体的な事務取扱いについて、次によることとしたので御了解のうえ管下市町村長に対する周知徹底を図りたい。

なお、この通知において、難民条約関係法及び出入国管理令の一部を改正する法律（昭和56年法律第85号）による改正後の出入国管理令（昭和26年政令第319号）を「入管法」と略称する。

第1 受給資格者に関する事項

1 難民条約関係法の施行により、新たに児童扶養手当及び特別児童扶養手当の適用対象者となる「日本国内に住所を有する」外国人（日本国籍を有しない者をいう。以下同じ。）は次の(1)及び(2)に該当する者であること。

(1) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）第2条第1項に規定する外国人であつて、同法に基づく登録を行っているものであること。

(2) 次に掲げる者でないこと。

ア 在留資格が入管法第4条第1項第4号に該当する者。（親光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する目的をもつて、短期間本邦に滞在しようとする者）

イ 在留資格が入管法第4条第1項第9号に該当する者。（本邦で演劇、演芸、演奏、スポーツその他の興行を行おうとする者）

ウ ア及びイ以外の者で、在留期間が短く、生活の本拠が日本国内にあるとは認め難い者。

2 なお、入管法第18条の2の規定による一時庇護のための上陸の許可を受けている者等についても、定住の意思、生活実態等を考慮して、1に従い、対処されたいこと。

第2 事務処理に関する事項

1 一般的事項

外国人に係る事務処理については、2以下で述べる事項を除き、原則として日本人に対する取扱い

に準じて行ふものとする。

2 受給資格の認定について

外国人に係る受給資格の認定は、当該外国人の住所地の都道府県知事が行ふものであるが、外国人登録法第4条に規定する外国人登録原票に記載されている居住地をもつて当該外国人の住所地と解すること。

3 認定請求書等の添付書類について

認定請求書、現況届等の添付書類として、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しを提出することとされている場合には、これらに代えて、外国人登録法の規定に基づく登録証明書の写し（市町村長が、原本と相違ない旨の証明をしたもの。）又は登録済証明書のほか、必要に応じ、本人の申立書、民生委員・児童委員の証明書等、受給資格に係る事実を明らかにすることができる書類を添付させるものであること。

4 認定請求書、手当証書、各種届書、台帳等の記載要領について

(1) 氏名

氏名は、本名により管理することとし、特に手当証書については、本名により作成することとするが、これら以外の認定請求書、各種届書等については受給資格者の日常生活が通称名によつて営まれている場合等事務処理上通称名を管理することが適当な場合については、括弧書又は備考欄に通称名を記載させることができること。

なお、氏名及び通称名の記載に当たつては、本人の申立てによりそれぞれフリガナを付すものであること。

(2) 署名・捺印

「印」の欄は、原則として捺印によるものであるが、捺印によることが不可能な場合については、署名をもつて代えることができるものであること。

(3) 生年月日

生年月日は、受給資格者等が記載するに当たつては、西暦等によつて差し支えないが、台帳等

の生年月日欄は、元号により記載するものであること。

(4) 外国人表示

外国人の受給者については、受給資格者台帳等の様式の欄外に（外）の朱印を押し、外国人の受給者に係る分を分類整理すること。

5 外国人登録主管課等との連携強化について

外国人の適用に当たつては、外国人登録と密接な関係があるので、市（区）町村においては例えばあらかじめ外国人受給者一覧表等を外国人登録担当部門に提出し、外国人受給者の事実関係に変動があつた場合には、速やかに、児童扶養手当、特別児童扶養手当の担当部門に通報する体制を確立する等、市（区）町村における事務処理体制にあつた方法により、外国人登録担当部門との連携強化を図り、円滑・適正な事務処理に努めること。

第3 外国人が出国した場合の受給権に関する事項

1 再入国の許可を受けて出国する場合について

児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者である外国人が、入管法第二六条に規定する再入国の許可を受けて出国した場合は、当該外国人の受給権は消滅しないものであること。

ただし、当該外国人が再入国の有効期間内に再入国しなかつた場合には、出国した日をもつて受給権は消滅するものであること。

2 再入国の許可を受けずに出国する場合について

児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者である外国人が再入国の許可を受けずに出国した場合は、当該外国人の外国人登録原票が閉鎖される事由が生じた日（外国人登録証明書を入国審査官に返納した日）をもつて受給権は消滅するものであること。

第4 所得制限に関する事項

外国人に係る所得制限については、日本人の場合と同様その者の都道府県民税に係る前年（1月から7月までの月分については前々年）

の所得の額を基礎として行うものであること。

第5 その他

1 都道府県及び市町村において、広報紙を利用するほか地域の実態に即した方法により、制度の趣旨及び改正の内容について周知徹底を図るよう配慮されたいこと。

2 外国人からの認定請求は、難民条約関係法の施行日(昭和57年1月1日)から有効となるものであり、したがって、外国人に対する児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給は2月分の手当から支給するものであること。

3 個別的事例への適用に当たり、疑義を生じた場合には、小職と協議を行い、慎重を期されたいこと。

関連制度

【1】日本人の实子を扶養する外国人親の取り扱いについて(通達)一

(平成8年7月30日法務省管第256号法務省入国管理局長)

標記については、地方入国管理局長が諸般の事情を考慮して「定住者」と認めることが相当と判断した場合には本省に進達し、本省で個々に許可の判断を行い、許可されたときに限り、当該外国人親の在留を認めてきたところですが、日本人の实子としての身分関係を有する未成年者がわが国で安定した生活を営めるようにするために、その扶養者たる外国人親の在留についても、なお一層の配慮が必要と考えられます。

については、扶養者たる外国人親から在留資格の変更許可申請があつたときは、下記の通り取り扱うこととされたく、通達します。なお、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

1. 日本人の实子を扶養する外国人親の在留資格の変更許可申請の取り扱い

未成年かつ未婚の日本人実子(注1)を扶養するための本邦在留を

希望する外国人親については、その親子関係、当該外国人が当該実子の親権者であることと、現に相期間当該実子を監護養育(注2)していることが確認できれば、地方入国管理局長(支局を含む。以下同じ)限りで「定住者」(1年)への在留資格の変更を許可して差し支えない。ただし、実子が本邦外で育成した場合には(本邦で出生し本邦外で育成した場合を含む)、外国人親が「短期滞在」の在留資格で入国・在留している場合、実子の監護養育の実績が認められない場合等、地方入国管理局限りで許可の判断が困難な場合には、本省へ通達する。

(注1) 日本人の实子とは、嫡出・非嫡出を問わず、子の出生時点においてその父又は母が日本国籍を有しているものをいう。実子の日本国籍の有無を問わない。日本国籍を有しない非嫡出子については、日本人の父親から認知されていることが必要である。

(注2) 監護養育とは、親権者等が未成年者を監督し、保護することをいう。民法が、「親権を行う者は、子の監護及び教育する権利を有し、義務を負う」(同法820条)と定めているのと同義である。なお、外国人親に十分な扶養能力がなく、生活保護を受給する場合であっても、監護養育の事実が確認できれば足りる。

2. 在留資格変更許可申請及び通許可に際しての留意事項

在留資格変更許可申請における理由欄には、日本人の实子と同居し、実子を扶養するために定住を希望する旨の記載するように指導するとともに、日本在留中は日本人実子を自ら養育監護する旨の文書の提出を求めることとする。

在留資格の変更の許可に当たっては、日本人の实子を扶養する必要性が認められることから「定住者」の在留資格への変更を許可するものであること、及び今後の在留期間更新許可申請において監護

養育の事実が認められない場合には、「定住者」の在留資格での在留期間の更新が認められないこともあり得ることを申請人に伝えるとともに、このように伝えた旨を記録に止めておくものとする。

3. 在留資格変更許可後の在留期間更新許可申請の取り扱い

上記1により在留資格の変更を許可された者について、実子が未だ監護養育を必要とする時期において、在留期間の更新許可申請時に実子の監護養育の事実が認められない場合は、原則として在留資格の「定住者」での更新を許可しない。

4. 提出書類

- (1) 身分関係を疎明する資料
 - ア 日本国籍を有する実子について、戸籍謄本、住民票
 - イ 日本国籍を有しない日本人の实子については、出生証明書及び父の認知事実の記載のある戸籍謄本
 - ウ 外国人登録済証明書
- (2) 親権を行うものであることを証する書類
- (3) 日本人の实子の養育状況に関する書類
 - ア 在学証明書、通園証明書等実子の就学、保育に係る資料
 - イ その他実子の養育状況へかわる資料
- (4) 扶養者の職業及び収入に関する証明書
- (5) 本邦に居住する身元保証人の身元保証書

【2】医師法

第19条〔診療義務等〕

診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

【3】戸籍法

第 49 条〔届出期間、届出事項、 出生証明書の添付〕

出生の届出は、14 日以内（国外で出生があつたときは、3 箇月以内）にこれをしなければならない。（2）届書には、次の事項を記載しなければならない。

1 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別／2 出生の年月日時分及び場所／3 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍／4 その他命令で定める事項

（3）医師、助産婦又はその他の者が出産に立ち会つた場合には、医師、助産婦、その他の者の順序に従つてそのうちの一人が命令の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添附しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

【4】国会法務委員会答弁 （第 1 類第 3 号 法務委員会議録第 2 号 平成元年 11 月 10 日）

○稲葉（誠）委員 一つ、先に法務大臣にお聞きするわけですが、去年の 8 月から大手町の東京法務局、あれは三号館でしたか、そこにおいて外国人のための人権相談所が開設されたわけです。私も行ってみました。在日外国人の人権擁護の観点からこれは現在どういうふうになっているのかということ。さらに拡充すべきだと考えておるのですが、その点について現状はどういうふうにしておるかということも含めて大臣の方から一応御説明願いたいと思います。

○高橋（欣）政府委員 まず現状について私からお答えさせていただきます。

今御質問にありましたとおり、昨年 8 月から東京法務局において週に 2 回、午後の時間を当てまして、外国人のための特設人権相談を開設いたしまして、日本に在留する外国人でいろいろな生活上の悩みのある方は相談に来てくだ

さいということを宣伝いたしましたし運営してまいりました。

その結果、現在もその体制で続けておるわけですが、本年の 8 月までの 1 年間の実績を集計してみましたところ、週 2 回の特設相談日に相談に来られた外国人の方、件数が 309 件になっております。今後も積極的に続けていきたいというふうに考えております。

○後藤國務大臣 ただいま政府委員からもお答え申し上げましたが、今後も積極的にこれを進めていくように努力をいたしたいと思っております。

○稲葉（誠）委員 私も視察に行つてきたわけです。一生懸命やっておりますので、2 つ部屋があつて、火曜日と、木曜日か何曜日だったか忘れましたが、午後だけです。場合によると弁護士にも来てもらつたりしてやっておりますが、そこで問題となってくるのは、いろいろ相談に来られる人がいるわけです。今言ったように 309 件ある。もつとどんどんふえるでしょう。そのときに、そうした人たちの中で、例えば在留資格が不法である、いろいろそういうような話が出てくることあるようですね。そういうときに人権擁護局としては当然人権擁護の立場を中心として考慮すべきだ。こう思うのですが、守秘義務と通報義務との関係といえますか？現状はどういうふうにしておられるわけですか。

○高橋（欣）政府委員 昨年 8 月、この東京法務局における外国人人権相談所開設に先立ちまして、今御質問の点につきまして私どもで検討いたしました。当然こういう相談所を開設すれば、不法に残留、あるいは不法就労している方で仕事上の人権を侵されているというように訴えがあることは予測しておるわけでございますので、御承知のとおり、入管法 62 条でございましたか？公務員の通報、通告

義務が規定されております。それと公務員一般の守秘義務がどういう関係になるのかということに関しまして文献もあさってみましたわけでございます。

刑事訴訟法にやはり公務員の犯罪を認知した場合の通報義務が規定されておまして、これは刑事訴訟法の 239 条 2 項でございます。この議論と今の入管法の規定の議論は同じであるという前提に立ちまして刑法の文献を調べてみたところ、この刑法上の通告義務と公務員の守秘義務は、守秘義務の方が優先するというような記述のもの、あるいは、それは所管行政庁の裁量で通報しなくても違法とはならないというような記述のものが多数見当たりました。それに引きかえ、通報義務のほうが優先するという記述はございませんでした。

その中でも、その論拠を少し掘り下げて記述しているものがここにございます。これは熊谷弘ほか 3 名編の「公判法大系」という本でございますが、そこにこういうふうにご書いてございます。

行政機関は、それぞれ固有の行政目的の遂行にあつているものであるから、右の告発を行うことが、当該官公吏の属する行政機関にとってその行政目的の達成に極めて重大な支障を生じ、そのためにもたらされる不利益が、告発をしない？当該犯罪が訴追されないこととされることによってもたらされる不利益よりも大であると認められるような場合には、当該官公吏の属する行政機関の判断によつて告発しないこととしても、この規定に反しないものと解するのが相当である。」

と書いてございます。

私どももこの考えが妥当であるという前提に立ちまして、入国管理局とも協議いたしました結果、相談者が相談の過程でいわゆる不法残留あるいは不法就労であることがわかりましてもそのことを入管局には通報しませんということについて、入管局のご了解も得ま

して、その旨の宣伝を大いにやっているところでございます。

未払医療費補填事業 関係

【1】茨城県未払補填事業

茨城県救急医療未回収医療費補てん補助金交付要項 (趣旨)

第1条 知事は、県民の救急医療体制の確保と充実を図るため、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条の規定に基づき告示した救急告示医療機関、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則(昭和52年茨城県規則第11号)第3条の規定に基づき指定した救急医療協力医療機関(国立及び県立の医療機関を除く。)及び救急医療対策事業実施要綱(昭和52年医発第692号)に基づき整備した救命救急センター(国立水戸病院を除く。)(以下「補助事業者」という。)に対し、救急患者の診療に当たって生じた未回収医療費の全部又は一部を、予算の範囲内で補助するものとし、当該補助金の交付については、茨城県補助金交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「救急患者」とは、消防本部の救急車により補助事業者に搬送された患者とする。
- (2)「未回収医療費」とは、当該救急患者の医療上必要かつ相当と認められる医療費で「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」により算定した額(老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条第1項各号のいずれかに該当する者については、「老人保健

法」の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)により算定した額)及び「健康保険法の規定による入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を適用して算定したもののうち回収することができない医療費とする。ただし、初診日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの診療で救急患者の初診日から起算して10日以内に係る医療費であり、かつ、回収に相当な努力をしたにもかかわらず、初診日から1年を経過した日において回収することができない医療費(回収できる見込みのものを除く。)とする。

なお、入院治療を要しなかった救急患者については、初診時の医療費とする。

(補助対象事業及び1件当たりの補助限度額等)

第3条 補助対象は、補助事業者に対する救急患者の診療により生じた未回収医療費とする。

2 未回収医療費1件当たりの補助限度額は、100万円円とし、1,000円未満の未回収医療費は補助対象外とする。

ただし、救命救急センターにおける外国人医療については、未回収医療費1件当たりの補助限度額を30万円円とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で知事が必要と認める額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、茨城県救急医療未回収医療費補てん補助金交付申請書(様式第1号)を平成X年12月10日までに知事に提出しなければならない。

【2】栃木県未払補填事業

1 補助制度の目的

不慮の疾病等により誘因診療を受けた外国人の未払医療費に係る医療機関の負担を軽減し、救急医療制度の円滑な運営を確保する。

2 補助制度の概要

(1) 補助事業者：県内の救急告示医療機関及び在宅当番医制に参加している医療機関の開設者(国及び労働福祉事業団を除く)。

(2) 対象外国人：県内に移住し、公的医療保険又は公的扶助が適用されない外国人で不慮の疾病等により緊急入院した者

(3) 補助対象経費：対象外国人に係る入院診療費(入院期間14日間を限度)のうち、医療機関の回収努力にもかかわらず1年以上未回収のもの。

(4) 補助金の算定：次の①及び②により算定した額の合計額。ただし、補助総額が予算額を上回る場合には、一律減額交付。

①一般の医療費：診療報酬点数表により算定した医療費から患者等から回収した金額を控除しあ残額の7割相当額

②食事医療費：入院時食事療養費算定基準により算定した食事療養費から患者等から回収した金額を控除した残額からさらに標準負担額を控除した額

(5) 適用除外：対象外国人が救命救急センターに入院している場合には、別の補助制度が適用されるため、この補助制度は適用しない。

(6) 補助方式：各補助事業者への直接補助(精算払)方式とする。

3 補助金交付手続

(1) 交付申請時期：毎年度1月中に当該年度の前年度の未払医療費分を県に一括申請

(2) 交付決定時期：県は書類等審査を経て毎年度3月下旬に交付決定

(3) 事業実績報告：毎年度4月10日に1年間の回収経過等を県に報告

(4) 交付額確定：県は各補助事業者毎年度4月中に(3)の報告を基に、交付額を確定

(5) 請求・交付：県は各補助事業者からの請求を受け、毎年度5月中に確定額を交付

4 補助の条件等

(1) 回収努力義務：各補助事業者は、補助金交付の前後を問わず、未払

医療費の回収に努める。

(2) 回収報告等：各補助事業者は、未払医療費を回収した場合には県に報告するとともに、既に補助金の交付を受けている場合には、回収した医療費に係る補助金を県に返還する。

5 その他

この補助制度は、平成14年度分の補助金（13年度分の診療実績分に係る未払医療費）から適用を開始する。

【3】埼玉県未払補填事業

埼玉県外国人未払医療費対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、救急医療体制の円滑な運営に資するため、県内の医療機関において、医療費の負担能力に欠ける外国人（以下「外国人」という。）にかかる救急医療に関し発生した医療費の未収金について、補助を行う市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外国人：日本国籍を有しないもので、県内に居所等を有し、医療機関において救急医療による治療を受けた傷病者のうち、本人の責務により医療費の支払が行えない者をいう。ただし、原則として次に掲げるものは除く。

- ア 分割支払い等の手段により医療費の支払いを行っている者
- イ 親族又は雇用主等が医療費の支払いを行っている者
- ウ 労働者災害補償保険等が適用され、医療費の支払いが行われる者
- エ 国民健康保険等の公的医療

保険制度や生活保護法の適用を受け、医療費の支払いが行われる者

(2) 救急医療：急病又は事故等による急性期の傷病で保健診療で認められる範囲内の医療をいう。

(3) 医療機関：国立及び県立を除く県内の医療機関をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、前条第1号に定める外国人に係る医療費のうち原因が当該医療機関の責によらないもので、回収に相当な努力をしたにもかかわらず1年以上経過した未収金とする。

(補助基準額)

第4条 健康保険法の規程による療養に要する費用の算定方法（平成6年3月16日号外厚生省告示第54号、以下「算定方法」という。）に基づき積算される診療報酬に相当する額から支払われた額を控除した金額が1件10万円を超えるものうちから1件あたり10万円を控除し1万円未満の端数を切り捨てた額を補助基準額とする。

ただし、救命救急センターにおいて発生した医療費の未払については、救命救急センター運営費等補助金交付要綱（平成12年1月13日付け医第1743号）の補助金交付対象となる部分の金額（前年度に未収金の処理をした救命救急センターにおける医療費のうち、1ヵ月1人あたり30万円を超える部分の金額）に3分の2を乗じて得た金額（ただし、千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。）を、当該救命救急センターにおける未収金の額（算定方法に基づかないで未収金を算出している場合には、算定方法に基づく診療報酬相当額に積算し直した金額）から控除し、さらに10万円を控除し1万円未満の端数を切り捨てた額を補助基準額とする。

2 前項の補助基準額の算定にあたり、入院を必要としたものにあつては、患者1人あたり、入院の日から14日を限度とする。ただし、特に知事が認めた場合は、14日を超えて補助基準額とすることがで

きる。

3 前2項より得た補助基準額が、1件、1人当たりの額が200万円を超えるときは、200万円を限度とする。

(交付額の算出方法)

第5条 補助額は、次の方法により算出する。

前条により算定された補助基準額又は市町村補助額のいずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(医療機関の責務)

第15条 医療機関は第2条に係る者の未払医療費に対する責任者を定め、回収に相当な努力を行うとともに、その経過を外国人救急患者受診状況表（様式第5号）等により記録し、補助を受けた年度の翌年度から5年間保存するものとする。

【4】千葉県未払補填事業

外国人救急医療費対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、救急医療の円滑な推進を図るため、救急車により外国人の救急患者の搬入を受けた医療機関が、当該救急患者のために生じた医療費の損失（以下「損失医療費」という。）について、予算の範囲内において、千葉県助成金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該医療機関に対し、外国人救急医療費対策補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外国人：救急車で搬入された日本国籍を有しない者で、原則として県内に居住し、公的医療保険または公的扶助の適用を受けていない者をいう。

ただし、分割払い等の手段により、本人、親族又は、雇用主等が医療費の弁済を行っている者又は行うことを約束している者は除く。

(2) 医療機関：県内の国立、県立および千葉市立を除く医療機関を言う。

(3) 医療費：当該救急患者の医療上必要かつ相当と認められるもので、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成6年3月16日厚生省告示第54号）により算定した費用をいう。

(4) 救急車：救急自動車、警察パトロールカー及び警察署の依頼により搬送を行った自家用車をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、損失の原因が当該医療機関の責によらないもので、かつ、次の事由に該当する場合に行うものとする。ただし、他の法令に基づく医療の給付がなされ、又は医療費の支給があるものは除く。

(1) 外国人救急患者の失そうにより、回収に相当な努力をしたにもかかわらず、生じた前々年度の10月1日から3月31日及び前年度の4月1日から9月30日までの損失医療費

(2) その他特別の事由により、回収に相当な努力をしたにもかかわらず生じた外国人救急患者に係る前々年度の10月1日から3月31日及び前年度の4月1日から9月30日までの損失医療費

(補助基準額)

第4条 医療費は、当該救急患者の医療上必要かつ相当と認められるもので、救急患者の搬入があった日から起算して14日間を限度とする。ただし、重度熱傷、脳挫傷等で、救急患者を動かすことが極めて困難な場合は、知事が認める期間とする。

2 前項の基準額の算定にあたり、1件1人当たり200万円を限度とする。

(補助額)

第5条 この補助金の補助額は、知事が別に定める審査委員会の意見を聴き、補助基準額に基づき査定をした額の10/10とする。

2 前項の規定にかかわらず公的医療機関にあつては、前項の規定により算出した補助額の1/2とす

る。

3 前2項の規定により算出した補助額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請手続)

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、外国人救急医療費対策補助金交付申請書（別記第1号様式）及び次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 外国人救急患者による損失医療費理由書（別記第1号様式の1）
(2) 外国人損失医療費明細書（別記第1号様式の2）

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は次のとおりとする。

(1) 補助金の交付後に当該救急患者又はその関係者から医療費を徴収した医療機関は、次の額を速やかに知事に返還しなければならない。

ア 徴収額が補助金の額と同額及び補助金の額を超える場合補助金の額の全額

イ 徴収額が補助金の額に満たない場合補助金のうち徴収額に相当する額

(その他)

第13条 外国人救急患者に対する損失医療費の補助対象としての取扱いは、救急医療損失医療費損失医療補てん補助金に対し、本制度の適用を優先する。

【5】東京都未払補填事業

外国人未払医療費補てん事業実施要綱

平成6年8月22日

6衛医対策663号衛生局長決定

(事業目的)

第1 外国人未払医療費補てん事業は、外国人を診療した医療機関（以下「医療機関」という。）が、その診療報酬（以下「医療費」という。）の全部又は一部を収入することができない場合、当該未収分の医療費（以下「未収医療費」という。）の一部を東京都が補てんすることにより、医療機関の負担の

軽減を図るとともに、外国人医療の確保に資することを目的とする。

(外国人)

第3 この要綱における「外国人」とは、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第2条第1項に定義する外国人のうち都内に居住し、又は在勤する者で、公的医療保険が適用されないもの又は公的医療扶助の給付を受けないものをいう。

(対象医療機関)

第4 補てんの対象となる医療機関は、東京都知事が、保険医療機関として指定したもの又は療養取扱機関として申請を受理したものをいう。ただし、開設者が国又は東京都であるものを除く。

(補てん対象医療費)

第5 補てんの対象となる医療費は、補てんを行う会計年度の前会計年度内に、医療機関が不慮の事故等による緊急性を要する傷病に対して行った診療にかかる医療費とする。

(補てん対象期間)

第5の2 補てん対象となる期間は、入院の場合は14日以内、外来の場合は3日以内を限度とする。

(医療費の額の算定)

第6 第5に定める補てんの対象となる医療費の額は、保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和32年厚生省令第15号）により保険診療と認められる範囲内で、健康保険法の算定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）に基づき算定するものとする。

(補てん額)

第7 補てん額は、補てんの対象となる医療費の額の7割以内とし、1医療機関当たり1患者につき200万円を限度とする。また、補てん対象額が予算額を超えた場合には、予算額の範囲内に減額のうち交付する。

(医療機関の責務)

第8 医療機関は、未収医療費の回収に努力するとともに、未収医療費の補てん金に関する記録を、その請求年度から起算して5年間

保存するものとする。

(補てん金の返還)

第9 医療機関は、補てん金の受領後に補てんの対象となった医療費を回収した場合は、その額等を報告し、指定された金額を速やかに返還するものとする。

(事業の実施方法)

第10 東京都は、本事業の円滑な実施を図るため、補てん金の支払に関する業務(以下「支払業務」という。)を財団法人東京都保健医療公社(以下「公社」という。)に委託する。

2 支払業務の実施に必要な事項は、東京都と協議の上、公社理事長が別に定める。

(業務報告等)

第11 公社理事長は、業務実績を翌年度の4月30日までに衛生局長に報告するものとする。

(雑則)

第12 本事業は、国が外国人未払医療費補てんに関する施策を講ずるまでの暫定事業として実施するものとする。

【6】神奈川県未払補填事業

救急医療機関外国籍県民対策費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県の救急医療体制の円滑な運営に資するために、県内の救急医療機関において、医療費の負担能力に欠ける外国籍県民(以下「外国籍県民」という。)に係る救急医療に関し発生した損失医療費について、当分の間、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 救急医療機関：国立及び県立を除く別表の医療機関をいう。

(2) 救急医療：急病又は事故等による急性記の傷病で保健診療で認められる範囲内の医療をいう。

(3) 外国籍県民：県内に居住を有し、救急医療機関において救急医療による治療を受けた傷病者のうち、本人の責務により医療費の弁済が行えない者等をいう。ただし、次に掲げる者は除く。

ア 分割払い等の手段により医療費の弁済を行っている者又は行うことを約束している者

イ 親族又は雇用主等が医療費の弁済を行っている者又は行うことを約束している者

ウ 労働者災害補償保険又は自動車損害賠償保険等が適用され、医療費の弁済が行われる者

エ 法令に基づく制度が適用され、医療費の弁済が行われる

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、前条3号に定める外国籍県民に係る前年度のうち原因が当該救急医療機関の責によらないもので回収に相当な努力をしたにもかかわらず生じた損失医療費(ただし、1次救急医療機関及び2次救急医療機関(以下「1次救急医療機関等」という。)並びに横浜市及び川崎市に所在する3次救急医療機関にあっては、当該損失医療費に対して、市町村が補助するもの)とする。

(補助基準額)

第4条 入院を必要としたものにおいて、患者1人当たり、入院の日から14日を限度として要した経費のうち、健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法(昭和33年6月30日厚生省告示第177号。以下「算定方法」という。)に基づき積算される入院時基本診療等の診療報酬に相当する額を補助基準額とする。ただし、特別な事情がある場合は、14日を超えて補助基準額とすることができる。

2 入院を必要としなかったものにおいて、患者1人当たり、算定方法に基づき積算される初診時基本診療料等の診療報酬に相当する額を補助基準額とする。

3 前2項の補助基準額の算定にあたり、1件1人当たりの額が1,000千円(ただし、3次救急医療機関にあっては2,000千円)を超えるときは、1,000千円(ただし、3次救急医療機関にあっては2,000千円)を補助基準額とする。

ただし、特別な事情がある場合は、1,000千円(ただし、3次救急医療機関にあっては2,000千円)を超えて補助基準額とすることができる。

(補助額)

第5条 補助額は、次のとおりとする。

(1) 1次救急医療機関等にあっては、補助基準額又は市町村補助額のいずれか少ない額の1/2。

(2) 3次救急医療機関で、横浜市及び川崎市に所在する医療機関にあっては、補助基準額又は市補助額のいずれか少ない額の10/10。

(3) 前2号の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(報告)

第6条 損失額にかかる報告は様式1により次のとおり行うものとする。

(1) 一次救急医療機関等並びに横浜市及び川崎市に所在する3次救急医療機関は、前年度の損失額を5月31日までに、外国籍県民が居所を有する市町村長に報告するものとし、当該市町村は報告を取りまとめ、6月30日までに知事に報告するものとする。

(2) 3次救急医療機関で、横浜市及び川崎市に所在する医療機関は、前年度の損失額を5月31日までに知事に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 この事業により得た外国籍県民に関する個人情報については、法令に基づくもののほかは事業の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

【7】山梨県未払補填事業**山梨県救急医療損失医療費補てん補助金交付要綱****(趣 旨)**

第1 救急医療の円滑な推進を図るため、救急車又は警察車両(以下「救急車等」という。)により救急患者の搬入を受けた医療機関(国及び山梨県が開設する医療機関を除く。以下同じ。)が、当該患者のために生じた医療費の損失(以下「損失医療費」という。)について、当該医療機関に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金など交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)
第2 この補助金の交付の対象となる損失医療費は、その原因が医療機関の費によらないもので、かつ、次の事由に該当するものとする。ただし、他の法令に基づく医療の給付がなされ、又は医療費の支給がある場合は、この限りでない。

- (1) 救急患者の失踪により医療費の徴収ができないもの
- (2) その他特別な事由により救急患者から医療費の徴収ができないもの

第3 前項の規定にかかわらず、係争中のものについては、この補助金の交付の対象としない。

(損失医療費の基準)

第3 損失医療費は、救急患者の医療上相当と認められるもので、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年3月厚生省告示第54号)により算定した額とし、救急患者の搬入があった日から起算して7日間を限度とする。ただし、これにより難い特別な事由がある場合は、この限りでない。

(交付額)

第4 この補助金の交付額は、知事が別に設置する審査委員会の意見を聴き、査定した額とする。

(申請手続)

第5 補助金の交付を申請しようとするもの(医療機関)は、別紙様式1による申請書及び次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 救急患者による損失医療費理由書(別紙様式1の1)
- (2) 損失医療費明細書(別紙様式1の2)

第6 前項の申請は、社団法人山梨県医師会会長(以下「県医師会長」という。)が、当該年度の4月1日から9月30日までの間に救急車等により搬入を受けたものについては12月25日までに、10月1日から3月31日までの間に救急車等により搬入を受けたものについては翌年度の6月30日までに取りまとめ、意見を付して提出するものとする。

第7 第1項の医療機関の申請には、救急業務による救急患者であること、所轄消防署長の確認を受け、又は所轄警察署長の証明書を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第8 この補助金は、精算払とする。

【8】兵庫県未払補填事業**外国人の救急医療費損失補助事業実施要綱****(目的)**

第1条 この要綱は、救命という人道的立場から、救急医療機関が安心して外国人に救急医療を提供できるよう、当分の間実施する救急医療機関に対する救急医療費損失補助について、基本的な取り扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急医療機関 国立を除く別表の医療機関をいう。
- (2) 救急医療 急性期の次に掲げる外傷や疾病のうち保険診療で認められる範囲内の

医療で、救急医療費損失補助審査会(以下、「審査会」という。)の認定を受けたもの。

ア 事故による窒息、溺水、気道・食道内異物、鬱熱、脱水、熱傷、凍傷、薬物ショック

イ 医薬品、有毒ガス、動・植物による急性中毒

ウ 感染(敗血症、細菌性ショック)

エ 消化管出血、潰瘍

オ 急性腹症、意識障害を伴う疾患、循環系の急性疾患、尿毒症、痙攣を伴う重度疾患

カ 外傷

キ 菌、口腔疾患

ク その他、審査会として特別に認める救命救急処置

- (3) 外国人患者 県内在住の外国人(観光目的で県内に滞在する者を含む。)で、救急医療機関において救急医療による治療を受けた傷病者のうち、医療費の弁済が行えない者等をいう。

ただし、次に掲げる者は除く

ア 健康保険、社会保険、旅行保険等に加入している者

イ 労働者災害保障保険または自動車損害賠償保険等が適用され、医療費の弁済が行われる者

ウ 分割払い等の手段により医療費の弁済を行っている者、または行うことを約束している者

エ 親族または雇用主等が医療費の弁済を行っている者、または行うことを約束している者

オ 法令に基づく制度が適用され、医療費の弁済が行われる者

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、前条第3号に定める外国人患者の前年度の医療費のうち、原因が当該医療機関の費によらないもので、診療終了日から1年経過するまでの間、回収に相当な努力をしたにも関わらず、生じた損失医療費とする。

(補助基準額)

第4条 1次医療機関においては、患者1人当たり、健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法(平成6年3月16日、厚生

省告示第 54 号。以下、「算定方法」という。)に基づき精算される初診日から原則として 3 日以内の診療報酬に相当する額から自己負担相当として 3 割を減じた額を補助基準額とする。

2 2 次医療機関または 3 次医療機関においては、患者 1 人当たり、前項の初診日から原則として 3 日以内の診療報酬に相当する額と、入院を必要とした者にあつては、入院の日から 14 日を限度として要した経費のうち、算定方法に基づき精算される入院時基本診療等の入院時の診療報酬に相当する額を加えた額から、自己負担相当として 3 割を減じた額を補助基準額とする。

3 前 2 項の補助基準額の算定に当たり、1 件 1 人あたりの額が 1,000 千円を超えるときは、1,000 千円を補助基準額とする。

(補助額)

第 5 条 補助額は次のとおりとする。

(1) 外国人患者の居所が明らかな場合は、県と市町がそれぞれ補助基準額の 1/2 を補助する。

(2) 外国人患者の居所が不明な場合は、県が補助基準額の 10/10 を補助する。

(3) 前 2 号の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 6 条 救急医療機関は、前々年の 10 月 1 日から前年の 9 月 30 日までの間に加療が完了したものについて、毎年 10 月 10 日までに申請するものとする。

2 救急医療機関は、外国人患者の救急医療費損失補助金交付申請書(様式 1)により、知事並びに外国人患者の居所地の市町長に申請するものとする。

(個人情報の保護)

第 11 条 この事業により得た外国人患者に関する個人情報については、法令に基づくもののほか、事業の目的以外に利用し又は提供してはならない。

住民基本台帳関係

【1】住民基本台帳法

(昭和 42 年法律第 81 号)

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第 30 条の 45 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」という。)に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号(第 5 号、第 6 号及び第 9 号を除く。)に掲げる事項、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下この章において「入管法」という。))第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。以下同じ。)、外国人住民となつた年月日(外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日)をいう。以下同じ。及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

* 中長期在留者(入管法第 19 条の 3 に規定する中長期在留者をいう。)

入管法第 19 条の 3 法務大臣は、本邦に在留資格をもつて在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者(以下「中長期在留者」という。)に対し、在留カードを交付するものとする。

1 3 月以下の在留期間が決定された者

2 短期滞在の在留資格が決定された者

3 外交又は公用の在留資格が決定された者

4 前 3 号に準ずる者として法務省令で定めるもの

* 特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号。以下この章において「入管特例法」という。))に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。)

* 出生による経過滞在者(国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第 22 条の 2 第 1 項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。))又は国籍喪失による経過滞在者(日本の国籍を失つた者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。))

住民基本台帳法附則

第 23 条 政府は、現に本邦に在留する外国人であつて出入国管理及び難民認定法第 54 条第 2 項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものの他の現に本邦に在留する外国人であつて同法又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法等改正法附則第 60 条第 1 項の趣旨を踏まえ、第 1 号施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

出入国管理及び難民認定法関係

【1】出入国管理及び難民認定法

(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号)

最終改正：平成 24 年 4 月 6 日法律第 27 号

別表第 1 の 5

在留資格

本邦において行うことができる活動

特定活動

法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する

活動

イ 本邦の公私の機関（高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動

ロ 本邦の公私の機関（情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条第1項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動

ハ イ又はロに掲げる活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動

【2】 出入国管理及び難民認定法第七條第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件

（平成2年5月24日法務省告示第131号）

最近改正 平成24年3月30日

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第七條第1項第2号の規定に基づき、同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。

25 本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動

26 前号に掲げる活動を指定されて在留する者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

【3】 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

（参議院法務委員会決議 平成21年7月7日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についての格段の配慮をすべきである。

（前略）

3 在留カード又は特別永住者証明書の有無にかかわらず、すべての外国人が予防接種や就学の案内等の行政上の便益を引き続き享受できるように、体制の整備に万全を期すこと。（以下略）

資料 F. 外国人 HIV/AIDS 陽性者支援に対する専門支援を行う団体

■ラテンアメリカ諸国についての情報なら

- ・(特活) CRIATIVOS — HIV・STD 関連支援センター (クリアチーヴォス)
スペイン語・ポルトガル語でラテンアメリカ出身者に対して電話相談・電話通訳・通訳派遣・カウンセリング・予防介入を行っている。スタッフの中には出身国で医師や臨床心理士として仕事をしていた経験のある日系人が多数おり出身国との連携も強い。
連絡先 050-6864-6601 (事務所・相談電話) (月・水・金 10:00-17:00)
(事務連絡: 火・木は留守電話対応、メールは常時)
E-mail contato@npocriativos.jpn.org
または、knls_sato@juno.ocn.ne.jp、elisaa@beige.ocn.ne.jp
HP <http://www.npocriativos.jpn.org>
相談電話 045-361-3092 (月・水 10:00-19:00)

■アジア諸国についての情報なら

- ・(特活) シェア＝国際保健協力市民の会
外国人の健康支援を行っている。特にタイに関しては、タイ大使館と連携しタイのエイズ治療の状況や医療機関の紹介を行っている。
連絡先 050-3424-0195 (相談専用 月～金 10:00-17:00)
タイ語 健康・AIDS 電話相談 080-3791-3630 (土 17:30-22:00)
- ・TAWAN
在日タイ人によるタイ人の健康支援グループ。HIV や医療に関する相談、予防活動を行っている。
連絡先 080-3791-3630 (木曜日 9:00～16:00)
なお、東京都福祉保健局は都内の拠点病院を対象にタイ人カウンセラーの派遣も行っていきます。

■アフリカ諸国についての情報なら

- ・(特活) アフリカ日本協議会 (AJF)
アフリカ諸国における治療・ケアの情報提供や現地 NGO の紹介等を行っている。
連絡先 03-3834-6902 (月～金 10:30～17:00)

■近畿圏でのことなら

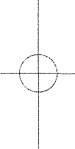
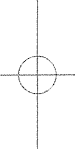
- ・CHARM (移住者の健康と権利の実現を支援する会)
近畿圏在住の外国籍陽性者の支援を、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、フィリピン語、英語、韓国語、中国語で HIV 陽性者の電話相談、対面相談、通訳派遣、個別支援を行っている。
連絡先 06-6354-5902 (月～木 10:00-17:00)
電話相談 06-6354-5901 (火、水、木 16:00-20:00) (韓国語・中国語を除く)
HP <http://www.charmjapan.com>



外国人医療相談ハンドブック

－ HIV 陽性者療養支援のために－

平成 25 年 3 月発行



編 者 平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業
外国人の HIV 予防対策とその介入効果に関する研究班
研究代表者 仲尾 唯治
研究分担者 沢田 貴志、樽井正義

連絡先 (特活) シェア=国際保健協力市民の会
東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 5F
TEL 03-5807-7581 FAX 03-3837-2151
e-mail hoken@share.or.jp



厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業
平成 22 年度－24 年度 総合研究報告書

外国人のHIV予防対策とその介入効果に関する研究

発行 平成 25 年(2013)年 3 月

研究代表者 仲尾 唯治

〒400-8575 山梨県甲府市酒折2-4-5 山梨学院大学経営情報学部

電話:055-224-1349(直通) E-Mail:nakaot@ygu.ac.jp

